

J A北海道厚生連美深厚生病院病棟再編計画に係る結果報告

1 病院開設許可変更申請書の内容

- (1) 名称 J A北海道厚生連美深厚生病院
- (2) 所在地 中川郡美深町字東1条南3丁目
- (3) 内容 令和6年(2024年)1月1日から病床(一般52床、療養12床)の種別と病床機能を下記のとおり変更

	変更前	変更後	変更内容
病床種別	一般 52床 療養 12床	一般 12床 療養 52床	一般 ▲40床 療養 40床
病床機能	回復期 52床 慢性期 12床	回復期 12床 慢性期 52床	回復期 ▲40床 慢性期 40床

2 対応経過

- (1) J A北海道厚生連美深厚生病院から病院開設許可変更申請書の提出を受け、地域医療構想調整会議において協議(開催日:令和5年(2023年)12月18日)。
- (2) 協議結果を道本庁(保健福祉部地域医療推進局医務薬務課)宛て報告・協議。

3 道本庁との協議内容

過剰な病床機能への転換を伴う変更申請であることから、許可に当たり医療法第7条第5項の規定に基づき「圏域で不足する病床機能に係る医療を提供すること」の条件を付与することが適当。

4 決定内容

変更申請を許可する。

(1) 決定日

令和5年(2023年)12月25日(上名企第2704号 北海道名寄保健所長通知)

(2) 許可条件

圏域で不足する病床機能に係る医療を提供すること(医療法第7条第2項)。

5 今後の対応

許可条件の履行状況の確認を概ね半年ごとを目処に行う。

<参考>医療法第7条第2項(要約)

都道府県知事は、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可には、構想区域における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める構想区域における将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。

